

事務連絡
令和4年12月23日

各〔都道府県〕
〔指定都市〕 介護保険担当主管部（局） 御中
〔中核市〕

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の
対象拡大及び期間延長について（その4）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

従前より、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行うこととなった場合であって、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合、施設内療養者1名につき、1万円/日の支援を行う補助制度（以下「通常補助制度」という。）を活用することができます（原則10日間、最大15日間）（地域医療介護総合確保基金）。

また、令和4年1月9日以降、更なる追加的支援策として、まん延防止等重点措置区域等において、施設内療養者数が一定数を超える場合には、施設内療養者1名あたり更に1万円/日（通常補助制度とあわせて最大30万円）の支援を行う補助制度（以下「追加補助制度」という。）を活用できることとしています。追加補助制度については、令和4年4月8日から令和4年12月末日まで、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用できることとしてきたところです^(※1)。

今般、令和5年3月末日まで、引き続き、まん延防止等重点措置区域等以外の区域を含め、追加補助制度を活用できることとしました。加えて、通常補助制度及び追加補助制度（あわせて「本補助制度」という。以下同じ。）における各施設内療養者の補助期間の考え方について、一部見直すこととしました。併せて、高齢者施設等における支援体制の確保の徹底を改めてお願いします。詳細を下記1から3に示しますので、本事務連絡の内容について十分御了知の上、必要な対応並びに管内市区町村及び関係施設等に対する周知をお願いします。

また、本補助制度の活用状況の詳細を把握する観点から、各都道府県におかれ
ては、下記4のとおり、本補助制度の活用実績について、厚生労働省宛ご報告い

ただくようお願いします。

記

1. 追加補助制度の対象拡大及び期間延長

- 通常補助制度に加え、令和4年1月9日以降、追加補助制度として、まん延防止等重点措置区域等において、施設内療養者数が一定数を超える場合には、施設内療養者1名あたり更に1万円/日（通常補助制度とあわせて最大30万円）を活用できることとしている。
また、令和4年4月8日から令和4年12月末日までは、まん延防止等重点措置区域等以外の区域においても、追加補助制度を活用できることとしている^(※1)。
- 今般、引き続き、令和5年3月末日まで、まん延防止等重点措置区域等以外の区域を含め、追加補助制度を活用できることとした。

2. 本補助制度における各施設内療養者に係る補助期間の考え方の一部見直し

- これまで、本補助制度における各施設内療養者の補助期間については、発症日から起算して10日間を原則とし、発症日から10日間経過後も療養解除基準を満たさない場合は、当該基準を満たす日まで(最大15日間)としていた。
- 令和5年1月1日以降も、有症状者については、引き続き同様の取扱いとするが、無症状患者（無症状病原体保有者）であって、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の者については、新型コロナウイルス感染症の患者の療養解除基準を踏まえ、補助期間を陽性確定に係る検体採取日から起算して7日間とすることとした。
- 詳細は、「「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について」（令和4年12月23日老発1223第3号厚生労働省老健局長通知）により一部改正した「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」^(※2)を参照いただきたい。

3. 高齢者施設等における支援体制の確保の徹底（再依頼）

- 今般の追加補助制度の対象拡大の期間延長は、高齢者施設等における支援体制を引き続き全国で確保するための対策です。従前より依頼してきた以下の事項について、改めて、対応の確認・徹底をお願いしたい。

- ・医師や看護師の往診・派遣を要請できる医療機関の確保など、高齢者施設等に対する支援体制の確保^(※3)
- ・希望する入所者等に対する新型コロナワクチン接種について可能な限り早期の実施^(※4)。

4. 本補助制度の活用実績にかかる報告（依頼）

- 本補助制度の活用状況の詳細を把握するため、各都道府県におかれては、令和4年度の各制度の月別の補助施設数と補助額（令和5年1月末日時点）を、令和5年2月15日（水）までに厚生労働省宛て御報告いただきたい。なお、指定都市及び政令市分もまとめて都道府県にて御報告いただきたい。詳細については、別途追ってお知らせする。

（参考通知・事務連絡）

- ※1 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その3）」（令和4年9月27日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000994305.pdf>



- ※2 「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00257.html



- ※3 「オミクロン株による流行対応を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」の入院体制を中心とした点検・強化について（依頼）」（令和4年11月21日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）記のⅡ（5）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001015316.pdf>



※4 「高齢者施設等におけるオミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種に係る実施の徹底と進捗状況の実態調査への依頼について」（令和4年11月24日付厚生労働省健康局予防接種担当参事官室ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001015962.pdf>



以上

施設内療養を行う介護施設等への更なる支援について

- 施設内で療養を行う介護施設等に対し、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等の確保を行うことができよう更なる支援を行う。
- また、施設内での療養者数が一定数を超える等の一定の要件を満たす場合には、追加の支援を行う。

<p>補助概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病床ひっ迫等により、施設内療養を行う介護施設等に対して、通常のサービス提供では想定されない感染対策の徹底等を行うとともに、療養の質及び体制の確保を支援する観点から、施設において必要となる追加的な手間（※1）について、療養者毎に要するから増し費用とみなし、従来の経費支援に加え、新たに補助を行う。 <ul style="list-style-type: none"> （※1） 以下、①～⑤等の実施をチェックリストで確認し、補助を行う <ul style="list-style-type: none"> ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供 ② ゾーニング（区域をわけける）の実施 ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整 ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察、 ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認
<p>補助額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内療養者^(※5)1名につき、1万円/日を補助（発症日から10日間を原則とし、最大15日間） ○ まん延防止等重点措置区域等^(※2)の施設等であって療養者数が一定数^(※3)を超える場合は、施設内療養者1名につき1万円/日を追加補助（上記とあわせて最大30万円）^(※4) <p>（※2） 令和4年3月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月7日までは追加補助の対象とする。 また、令和4年4月8日から令和5年3月末日までは、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても、追加補助の対象とする。</p> <p>（※3） 以下の①②いずれも満たす日について、施設内療養者に追加補助を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該介護施設等が所在する区域において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が適用されている期間中である。 ② 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が2名以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が5名以上いる。 <p>（※4） 追加補助の限度額は、小規模施設等（定員29人以下）は200万円/施設、大規模施設等（定員30人以上）は500万円/施設</p> <p>（※5） 「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快*後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快*後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目を上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。 * 無症患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月末日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。 * 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。</p>
<p>対象サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護施設等 ○ 令和3年4月1日～（追加補助分は令和4年1月9日～） <p>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護</p>

（注） 令和4年12月23日付改正後の内容を記載している（同日改正部分を下線で示している）。
地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のかけ増し費用を助成する介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の中で実施。